

重 要

助 成 金 申 請 手 続 き に つ い て

実施期間により受付期間が異なりますのでご確認ください。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1期	 4～6月実施分を7/20までに提出												
第2期				 当月実施分を翌月提出									
第3期							 当月実施分を翌月提出						
第4期										 当月実施分を翌月提出 3/21までに提出			
調整期間													
				第1期分の助成金の支払			第2期分の助成金の支払			第3期分の助成金の支払	助成金調整の協議	3月の助成額の確定月 の第4期分（1～3月分）の助成金の支払	

・原則、この期間での処理としますが、本スケジュールにそぐわない個別に定めのある以下の助成金制度は除きます。

各要綱及び申請書ダウンロードの整理番号 No.1、5、6、7、16、18、19、26、29、30

・全ト協分は取扱い及び年度末の締切が異なりますので、事務局にお問い合わせ下さい。